

全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援事業）

「HOKKAIDO LOVE!割」

令和4年10月11日～12月20日利用分

一般利用者向けQ&A

2022/10/7 ver.3

要綱や取り扱いマニュアル等は今後、改訂される場合がありますので、お手数ですが、各手続きの前に最新版であるかご確認いただきますようお願いいたします。

(Q.1) HOKKAIDO LOVE！割の補助金対象となる宿泊施設はどのような施設ですか。

(A) 公式サイトに宿泊施設対象事業者一覧を掲載します。詳しくは、旅行会社、宿泊施設へご予約の際に直接お問い合わせください。但し、ご要望のあった施設のみの掲載予定となります。

(Q.2) その他地方自治体で実施するキャンペーンとは併用可能ですか？

(A) 当該市町村が HOKKAIDO LOVE！割との併用を可能としている場合で、市町村割引適用後に、HOKKAIDO LOVE!割の販売補助金を適用する場合は併用可能です。ただし、事業者により併用を可能としていない場合もありますので、必ず予約・利用前に事業者にご確認ください。

(Q.3) 市町村や商店街が発行するクーポン券・商品券とは併用可能ですか？

(A) HOKKAIDO LOVE!割の補助金適用後の料金にクーポン券・商品券で支払うことになる場合は上記 Q.2 の条件に該当しないため併用不可となります。ただし、クーポン券・商品券を飲食店や土産物店等で利用することは可能です。なお、宿泊代にも充当できる市町村等のクーポン事業に関しては、補助金算出で先に充当することができれば併用できます。

(Q.4) いつまでの旅行が対象ですか？

(A) 令和4年10月11日(火)から令和4年12月20日(火) 宿泊分(12月21日チェックアウト分)まで
※10月11日(火)0時以降、事業者の準備ができ次第販売開始となります。

※日帰りアウトドア体験旅行商品については、令和4年10月11日(火)から令和4年12月20日(火)利用分まで。

※すでに予約済の商品の取り扱いについては、10月11日(火)以降に所定の手続きを経て、事業対象となることもあります。お申込み旅行会社又は宿泊施設にお問い合わせください。

(Q.5) HOKKAIDO LOVE!割は誰が利用できますか？

(A) 国籍を問わず、「日本に居住している方」「居住していることが明らかな方」で、利用期間に応じた必要なワクチン接種回数を満たしている方又は対象検査の陰性者が利用可能となります。居住実態のない訪日外国人や、日本国籍であっても日本に居住実態がない方(海外に居住している方)は対象外です。

なお、利用期間ごとに次のとおり必要なワクチン接種歴が異なりますのでご注意ください。

※詳細は(Q.9)以降もご参照ください。

〈令和4年10月11日(火)から令和4年10月31日(月) 宿泊分(11月1日チェックアウト分)〉

〈必要となるワクチン接種歴〉

利用者	確認内容
道民	2回目接種から14日間以上経過していること
道民以外	3回目接種済であること

※道民が利用する場合3回目の接種券や接種済証でも、2回目の接種から14日間以上経過しているものとして、ワクチン接種歴の証明として利用可能です。

〈令和4年11月1日(火)から令和4年12月20日(火) 宿泊分(12月21日チェックアウト分)〉

全ての利用者がワクチン3回目接種済であることを確認します。詳しくは Q.10 をご覧ください。

(Q.6) 本人確認・居住地の確認について公的書類（運転免許証、健康保険証等）記載の住所が現住所でない場合、どのようにすればよいでしょうか？

(A) 現住所の記載がない場合、および記載されている住所と現住所が異なる場合は、本人確認書類とは別途次の補助書類等もご用意ください。

＜居住地確認 補助書類＞

直近（3か月）の公共料金（電気・ガス・水道・固定電話等）の請求書・領収書等（現住所及び氏名が記載されたもの）

以上の書類で確認できれば、HOKKAIDO LOVE!割を利用できることとします。

(Q.7) 1名から利用可能ですか？

(A) 1名から利用可能です。ただし事業者によっては設定人数が異なる場合もあります。利用人数・期間・金額・予約方法は事業者によって異なります。

(Q.8) HOKKAIDO LOVE!割利用に際して必要な手続きはありますか？

(A) 特別な手続きの必要はございません。予約の際、対象事業者に **HOKKAIDO LOVE!割** を利用する旨お申し出ください。当日、本人確認及び居住地の確認・ワクチン接種歴または検査結果の確認書類の提示、感染症対策やワクチン検査等における同意者の提出を頂くことにより、精算時に販売補助金を差し引いた旅行代金が請求されます。

但し、旅行会社、OTA を通じての予約の際は、手続きが異なる場合がございます。

詳しくは、予約される事業者にお尋ね下さい。

(Q.9) HOKKAIDO LOVE!割を利用する際の遵守事項はありますか？

(A) 下記の遵守事項に取り組んでいただくようお願いしております。

【感染症対策】

- ・食事や入浴の際、会話を最小限とした「黙食・黙浴」の実施
- ・マスク着用
- ・館内で大声での会話はしないこと
- ・新型コロナウイルス接触感染アプリ COCOA の利用(スマートフォン等所有者で利用可能な方のみ)
- ・感染症対策に係る施設側の指示に従うこと

【その他】

- ・旅行中に新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、医療機関や保健所等から指示・調査があった場合は、それに従うこと。
- ・上記を遵守する旨の同意書の提出

・〈令和4年10月11日(火)から令和4年10月31日(月) 宿泊分(11月1日チェックアウト分)〉

〈必要となるワクチン接種歴〉

利用者	確認内容
道民	2回目接種から14日間以上経過していること
道民以外	3回目接種済であること

※道民が利用する場合3回目の接種券や接種済証でも、2回目の接種から14日間以上経過しているものとして、ワクチン接種歴の証明として利用可能です。

・〈令和4年11月1日(火)から令和4年12月20日(火) 宿泊分(12月21日チェックアウト分)〉

全ての利用者がワクチン3回目接種済であることを確認します。詳しくは Q.10 をご覧ください。

(Q.10) ワクチンの接種歴や検査結果は、どのように確認するのですか？

(A) 予防接種済証等(接種証明書、接種記録書等を含む)にて**〈令和4年10月11日(火)から令和4年10月31日(月) 宿泊分(11月1日チェックアウト分)〉**は道民の場合、ワクチン2回目接種から14日間以上経過済であること、道民以外(東北6県在住者)の場合はワクチン3回目接種済であることを確認します。**〈令和4年11月1日(火)から令和4年12月20日(火) 宿泊分(12月21日チェックアウト分)〉**は全ての利用者がワクチン3回目接種済であることを確認します。

また、検査を受けた方は検査結果通知書等(「①受検者氏名、②検査結果(陰性・陽性)、③検査方法(使用した検査キットの製品名)、④検査所名(事業所名)、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名⑦有効期限」が記載してあるもの)にて結果が陰性であることを確認します。

また、ワクチンの接種者、検査陰性者どちらも、本人確認や居住地確認のために身分証明書の原本又は写しも可(運転免許証、健康保険証、パスポート、その他住所が確認できる書類)も必要となります。利用時にワクチン接種歴または陰性証明書、本人確認、居住地確認が行えない場合は HOKKAIDO LOVE! 割対象外となります。後日の提出や証明も認められません。

(Q.11) 予防接種済証等とは、どのようなものですか？

(A) 予防接種済証等(接種証明書、接種記録書等を含む)の他、予防接種済証等を撮影した画像や写し、電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等が対象となります。接種証明書には氏名・生年月日・接種記録(ワクチンの種類、接種年月日、ロット番号など)及び二次元バーコードが記載されます。

なお、ワクチンは**令和4年10月11日(火)から令和4年10月31日(月) 宿泊分(11月1日チェックアウト分)**の場合、道民はワクチンを2回接種してから14日間以上経過(接種日の翌日になると1日経過としてカウントします。)しているか、道民以外は3回目接種が完了している必要があります。**〈令和4年11月1日(火)から令和4年12月20日(火) 宿泊分(12月21日チェックアウト分)〉**場合は全都道府県民が3回目を接種している必要があります。予防接種済証及び接種記録書の場合は3回目の接種を確認できる必要があります。

(Q.12) 検査結果通知書等とは、どのようなものですか？

(A) PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）の検査結果通知書等は「①受検者氏名、②検査結果（陰性・陽性）、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限」が記載されている必要があります。必要項目が記載されていない場合は陰性証明として利用いただけません。なお、検体採取日より3日以内のものが有効です。

また、抗原定性検査の検査結果通知書等は「①受検者氏名、②検査結果（陰性・陽性）、③使用した検査キットの製品名、④事業所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名⑦有効期限」が記載されている必要があります。なお、検体採取日より1日以内のものが有効です。

(Q.13) 予防接種済証等や検査結果通知書等に有効期限はありますか？

(A) ワクチンの接種者における予防接種済証等に有効期限はありません。検査結果通知書等については、PCR検査等は検体採取日より3日以内、抗原定性検査は検体採取日より1日以内となります。（検体採取日の翌日になると1日経過としてカウントします。）検査結果通知書に有効期限の時刻の記載がある場合でも、上記の有効期限内であれば利用可能となります。ただし、(Q.14)に該当する場合は有効期限を過ぎても利用可能となります。

(Q.14) 全国旅行支援を利用し複数の宿泊施設で連泊する場合、宿泊の度に有効期限内の陰性結果の提示が必要となりますか？

(A) 2泊目以降は、他の宿泊施設において HOKKAIDO LOVE!割を利用して宿泊したことが確認できる「6日前から前日まで」の領収書等（※）と陰性証明を併せて提示した場合は、最大で7泊まで有効な検査結果として取り扱います（検査結果は、1泊目のチェックイン時において有効期限を過ぎていないことが必要です）。

※HOKKAIDO LOVE!割を利用して宿泊したことが明記されている領収書・宿泊証明書等が必要となります。

HOKKAIDO LOVE!割での利用が確認できない場合は対象となりません。

1泊目 陰性証明 (有効期限内)	2泊目 1泊目領収書 + 陰性証明 (有効期限+1日以内)	3泊目 1・2泊目領収書 + 陰性証明 (有効期限+2日以内)	4泊目 1~3泊目領収書+陰性証明 (有効期限+3日以内)	5泊目 1~4泊目領収書+陰性証明 (有効期限+4日以内)	6泊目 1~5泊目領収書+陰性証明 (有効期限+5日以内)	7泊目 1~6泊目領収書+陰性証明 (有効期限+6日以内)
------------------------	--	--	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

※1日目に道外、2日目に道内の宿泊利用等も、同様です。

(Q.15) 陰性証明は検査機関の発行した通知書の原本でなければ対象とならないでしょうか？

(A) 結果通知書のコピーやメール等の電子媒体でも陰性証明として利用できます。

(Q.16) 検査はどこで受けられますか？

(A) 道の検査事業については、道のホームページ（下記 URL）をご確認ください。

※道の検査事業ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/kensa_muryouka.html

(Q.17) どのような種類の検査でも利用可能でしょうか？

(A) 検査については、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）及び抗原定性検査が対象となり、基本的に医療機関または衛生検査所等で受ける必要があります。詳細につきましては、(Q.12)～(Q.16)もご参照ください。

(Q.18) 3人で予約しましたが、1人が検査の結果陽性でした。HOKKAIDO LOVE!割の対象となりますか？

(A) 速やかに次の受診・相談センター等に連絡の上、当該陽性者及び当該陽性者の濃厚接触者と認められる者は割引の対象外となります。なお、濃厚接触者の対象外期間については (Q.19) でご確認ください。

【受診・相談センター等】

・北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0120-501-507（24 時間対応）

・札幌市、函館市、旭川市、小樽市の場合

市	区分	電話番号	開設時間
札幌市	救急安心センター札幌	011-272-7119	24 時間
	一般相談	0570-085-789	9:00～21:00
旭川市	新型コロナウイルス感染症健康相談窓口	0166-25-1201	24 時間
	一般相談		
函館市	受診・相談センター	0120-568-019	24 時間
	一般相談		
小樽市	小樽市発熱者相談センター	0120-510-010	24 時間
	一般相談	0120-890-177	平日 9:00～21:00

(Q.19) HOKKAIDO LOVE!割を利用する前に濃厚接触者と判明した場合は、どのような対応となりますか？

(A) 濃厚接触者と判明した場合は割引の対象外となります。対象外期間については保健所の指示等による待機期間に基づきますが、7 日間より早く待機が解除となった場合や外出制限がない場合においても、それぞれの起算日から 7 日間は HOKKAIDO LOVE!割対象外となります。詳細は道 HP「ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html)」をご確認ください。

(Q.20) チェックイン後や旅行開始後に陽性が判明した場合はどのような対応になりますか？

(A) HOKKAIDO LOVE!割利用者の陽性が判明した場合、濃厚接触者も含め、判明した日の翌日以降の HOKKAIDO LOVE!割の適用はできません。判明日及びそれ以前の HOKKAIDO LOVE!割の適用については、各事業者にお問い合わせください。

(Q.21) 当日ワクチン接種証明、陰性証明を忘れた場合はどうなりますか？

(A) 証明書類を忘れた場合は HOKKAIDO LOVE!割適用不可となります。感染対策の観点から、後日の提出も認められません。(Q.10 参照)

(Q.22) 3人で予約しましたが、1人が予防接種済証等や検査結果通知書等を忘れました。HOKKAIDO LOVE!割の対象になりますか？

(A) 複数人の参加者がいるグループの一部が条件を満たさない場合（接種済証や検査結果を忘れた、検査が間に合わなかった等）当該条件を満たさない者のみ HOKKAIDO LOVE!割の対象外とするか、全員を対象外とするか、事業者において判断してください。

(Q.23) 子供についてもワクチン接種証明もしくは検査の陰性証明を提示する必要がありますか？

(A) 12歳未満の者については、同居する親等の監護者が同伴する場合にはワクチン接種証明及び検査の陰性証明の提示を不要とします。（同居する親等の監護者が同伴しない場合は、検査結果の陰性の確認が必要です。）

(Q.24) 修学旅行の場合も予防接種済証等や検査結果通知書等の確認が必要ですか？

(A) 学校等の活動に係るツアーや宿泊（修学旅行など）については予防接種済証等や検査結果通知書等の確認は必要ありませんが、別途「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行ってください。

(Q.25) 一人当たりの販売価格は税込みの価格ですか？

(A) 消費税・サービス料込みの価格です。（入湯税・宿泊税は旅行代金に含まれる場合は対象となります。）

(Q.26) JR・フェリーなど交通付き商品や交通単品は対象ですか？

(A) 夜行フェリー（雑魚寝、いす席以外）、クルーズ船、寝台列車は、宿泊事業者として事業登録され、日をまたぐ行程のものが交通付き旅行商品として対象となります。その他交通機関の単品は対象となりません。旅行会社やOTAが提供する交通付き旅行商品は対象となります。

(Q.27) 一棟貸し（一室貸し）している民泊の場合、例えば平日に一棟（一室）で10,000円の場合、2人で利用すれば支援の対象だが、4人で使用したら対象外ということですか？

(A) そのとおりです。平日は割引対象下限額が5,000円となりますので、2名で宿泊する場合、1名あたりの宿泊料金が5,000円なので対象です。しかし4名で利用する場合は1名あたりの宿泊料金が2,500円となるため対象外となります。

(Q.28) 何泊まで割引対象ですか？一人あたり利用回数制限はありますか？

(A) 補助金対象となるのは7泊分までです。HOKKAIDO LOVE!割の利用回数に制限はありませんが、1旅行当たり（連泊か否かを問わず）の補助対象泊数は旅行期間によらず7泊分までとします。但し、別々の予約であっても、1つの旅行とみなされる場合は7泊分までが上限となります。

(Q.29) キャンプ場は利用可能ですか？

(A) HPの対象事業者「ペンション・民宿・民泊」欄に掲載します。詳しくは、事業者にご直接お問い合わせください。

(Q.30) じゃらんなどのインターネットで対象施設を予約した場合、HOKKAIDO LOVE!割は対象ですか？

(A) HOKKAIDO LOVE!割の対象事業者になっていない OTA からの予約は HOKKAIDO LOVE!割対象外となります。旅行会社、OTA に関しては、各事業者にお問い合わせください。

(Q.31) 予約方法はどのようにすればよいでしょうか？

(A) 対象事業者（宿泊施設・旅行会社・OTA）に直接連絡をするか、インターネットを通してご予約ください。

(Q.32) 予約をしないで当日 HOKKAIDO LOVE!割をホテルで利用できますか？

(A) 事業者により異なりますので、必ず事前に事業者にご確認ください。

(Q.33) 事務局で予約はできますか？各事業者の空き状況を教えてほしいです。

(A) 事務局では予約・空き状況の確認はできません。各事業者に直接確認をお願いします。

(Q.34) 国や道、地方自治体から交付金等を受けて実施する旅行は対象ですか？

(A) 道から交付金を受けて実施する旅行は対象外ですが、市町村の交付金を受けて実施する旅行については対象となります。（Q.2 参照）

(Q.35) 職場の研修旅行や親睦会の旅行などは対象ですか？

(A) 対象です。

(Q.36) 出張での旅行などは対象ですか？

(A) ビジネス目的での利用も対象となります。

(Q.37) 公費での出張は対象となりますか？

(A) 公立学校の教員の出張、行政の出張等の公費による出張は対象外となります。

(Q.38) 特定大会への参加は対象となりますか？

(A) 次に定める特定大会の参加資格を有する選手、監督、コーチ、スタッフ等による、特定大会への出張およびその補佐を目的とした旅行（予選大会、ブロック大会等の名称如何は問いません。）は「旅行全体」が本事業の対象外です。

※参加者の応援をするために本事業を利用することは制限しません。

（本事業対象外の特定大会）

- ・国民体育大会
- ・全国障害者スポーツ大会
- ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
- ・全国中学校体育大会（全中）
- ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）
- ・全国植樹祭
- ・全国育樹祭

- ・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭）
- ・全国高等学校学校総合文化祭（高校総文祭）

（Q.39）国や道、市町村などから交付金等を受けて実施する自治会、老人クラブの旅行、遠征支援を受けている部活動の旅行は対象ですか？

（A）市町村からの交付金を受けて実施する旅行は対象となりますが、道からの支援金を受けて実施する旅行は対象外です。

（Q.40）感染症拡大により HOKKAIDO LOVE!割が停止となった場合のキャンセル料はどうなりますか？

（A）次に該当する場合のキャンセル料は商品の購入者には求めません。

◆国の定める条件

- ア 道や他都府県が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象となった場合
→措置区域を目的地とする利用、及び措置区域内の居住者による利用の停止
- イ 道や他都府県の感染状況が相当程度悪化しているとして、国が停止を判断した場合
→停止地域を目的地とする利用、及び停止地域内の居住者による利用の停止
- ウ 感染状況等を考慮し、道や他都府県の知事が停止を判断した場合
→停止地域を目的地とする利用の停止

◆道民及び他県民の利用が停止となるもの

- ア 道が緊急事態宣言措置の対象となった場合
- イ 道がまん延防止等重点措置の対象となった場合→措置区域を含む「圏域」を目的地とする利用の停止、及び当該圏域内の道民による利用の停止
- ウ その他、知事が停止を判断した場合

圏域区分 該当エリア

札幌市 札幌市内

道央1 石狩管内（札幌市を除く）、空知管内

道央2 後志管内、胆振管内、日高管内

道南 渡島管内、檜山管内

道北 上川管内、留萌管内、宗谷管内

道東 オホーツク管内、十勝管内、釧路管内、根室管内

（Q.41）旅行者都合によるキャンセル料は、HOKKAIDO LOVE!割で補填されないのですか？

（A）旅行者都合によるキャンセル料の取り扱いは各施設・各社の約款等による取り扱いとなります。

（Q.42）HOKKAIDO LOVE!割開始前の予約は販売補助金対象となりますか？

（A）すでに予約済の商品の取り扱いについては、10月11日（火）以降に所定の手続きを経て、事業対象となることもあります。お申込み旅行会社又は宿泊施設にお問い合わせください。

(Q.43) 『ほっかいどう応援クーポン』はどこでもらえますか。

(A) 宿泊を伴う旅行の場合は、宿泊施設でのチェックインの際にお渡しいたします。

旅行業者等で販売する日帰り旅行商品については、当該旅行商品を予約・販売する旅行業者等での配布になります。詳細につきましては、予約・販売している旅行事業者等にお問い合わせください。

(Q.44) 『ほっかいどう応援クーポン』はどこで使えますか。

(A) 事前に登録された道内の取扱店舗のみで使えます。取扱店舗は、HOKKAIDO LOVE!割公式ホームページにてご確認ください。クーポン裏面の QR コードからもご確認ください。なお、取扱店舗は店頭に掲示してあります。

URL : <https://hokkaidolove-wari.jp>

(Q.45) その他留意事項は？

(A) 感染症の拡大や不可抗力等が発生した場合など、状況によっては事業を中止または停止する場合があります。

(Q.46) 補助金交付額を教えてください。

(A) 販売補助金と北海道応援クーポンからなっており

・**販売補助金は旅行代金の 40%**です。

ただし、**上限額**があり

目的地までの移動のための交通サービスを含む商品は **8,000 円**

それ以外の商品は **5,000 円** となります。

・北海道応援クーポンは**平日 3,000 円/人泊 休日 1,000 円/人泊**

また、**旅行代金総額が 最低旅行代金を下回る場合は、補助の対象外**となります。

※**最低旅行代金：平日 5,000 円/人泊 休日 2,000 円/人泊**を旅行日数分足して、**参加人数をかけた料金**

例) 11/1 (火) ~2泊 おとな 2名 1泊の場合：2泊とも平日なので、5,000 円×2泊×2名となり、最低旅行代金は、20,000 円となります。

(Q.46) 休日と平日の考え方について教えてください。

(A) ・宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には

その宿泊は「休日」、それ以外が「平日」となります。

・日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」、それ以外が「平日」となります。

(Q.47) 販売補助金の計算方法がわかりません。どのように計算するのか教えてください。

(A) ①総旅行代金を出し、その金額より 40%を乗じます。

②1人1泊あたりの販売補助金の上限額を、泊数と人数で乗じます

子供料金や無料の乳幼児も1人として計算することも可能です。

日帰りの場合は参加人数のみを乗じます。

③①と②を比べて金額の低い方が販売補助金となります。

端数処理は1円単位の切り捨てとなります。

【補助金・クーポン金額の算出例】

例 1) 1泊2日 宿泊 4人 (大人2人+幼児2人)

交通なし (上限 5,000 円) 平日泊 上限以内

旅行代金総額 @15,000 円×2名+0円幼児2名=30,000 円

最低旅行代金 (平日 5,000 円×1泊×4名=20,000 円)

⇒旅行代金総額が最低旅行代金を上回っているため、補助金適用となります。

販売補助金 旅行代金総額 30,000 円×40%=12,000 円

上限補助金 20,000 円以内 (5,000 円×4名)

北海道応援クーポン 3,000 円×4名=12,000 円

よって、上限補助金より40%計算の販売補助金の12,000円が下回っているため、

12,000 円を補助金として適用します。

※無償幼児を入れない場合は、上限補助金が5,000円×2名=10,000円となります。

この場合、販売補助金の12,000円より上限補助金が下回っているため、10,000円が適用となります。

例 2) 1泊2日 宿泊 2人 (大人2人)

交通なし (上限 5,000 円) 平日泊 上限以内

旅行代金総額 @4,000 円×2名=8,000 円

最低旅行代金 (5,000 円×1泊×2名=10,000 円)

⇒旅行代金総額が最低旅行代金を下回っているため、補助金適用対象外となります。

例 3) 同一ホテル2泊3日 宿泊 4人 (大人2人+子供1人+幼児1人)

交通なし (上限 5,000 円) 金・土泊 上限以内

旅行代金総額 @18,000 円×2名+@13,600 円×1名+0円×1名=49,600 円

最低旅行代金 (平日 (金) 5,000 円+休日 (土) 2,000 円) ×4人=28,000 円

⇒旅行代金総額が最低旅行代金を上回っているため、補助金適用となります。

販売補助金 49,600 円×40%=19,840 円

上限補助金 40,000 円以内 (5,000 円×4名×2泊)

北海道応援クーポン (1,000 円+3,000 円) ×4名=16,000 円

よって、上限補助金より40%計算の販売補助金の19,840円が下回っているため、

19,840 円を補助金として適用します。

※旅行会社にお申し込みの場合は、各旅行会社にお尋ねください。